

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律 (令和2年2月5日法律第2号、令和2年4月3日法律第16号)

権 奇 法

1. はじめに

2018年、日本において26年ぶりに豚熱（CSF）の発生と拡散が確認された。また、アジア地域においては、アフリカ豚熱（ASF）⁽¹⁾が発生し急速に拡大していた。このような状況への対応が急がれることを受け、第201回国会（常会）において、2回にわたって「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」）が改正された。まず、令和2年1月30日、特例的にアフリカ豚熱を予防的殺処分の対象にするなどの改正法案が議員立法として提出され成立・公布された（令和2年2月5日法律第2号。以下「衆法」）。続いて、同年3月27日には、新たに野生動物における悪性伝染性疾病のまん延による当該病原体の拡散防止に係る措置を講ずるとともに、都道府県知事による飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充、予防的殺処分制度の対象となる家畜伝染病の拡大、輸出入検疫に係る家畜防疫官の権限の強化等の措置を講ずることにより、家畜防疫を的確に実施するための改正法案が閣法として提出され成立・公布された（令和2年4月3日法律第16号。以下「閣法」）。

以下では、法改正の背景と経緯、改正内容、国会における審議内容を整理し、最後に、地方自治法及び地方公共団体への影響について述べることとする。

(1) 「豚熱」と「アフリカ豚熱」は、従来「豚コレラ」、「アフリカ豚コレラ」と称されていたが、令和2年1月30日改正の際に、国際獣疫事務局などの国際機関において用いられている名称に即して、それぞれに変更された名称である。

2. 法律改正の背景と経緯

(1) 豚熱について

豚熱は、豚熱ウイルスの感染による豚とイノシシの伝染病で、感染動物との直接接触、その鼻汁や排せつ物の飛沫（ひまつ）・付着物との間接触による強い伝染力と高い致死率が特徴である。人への感染や食による人体への影響はないとされている⁽²⁾。ワクチン接種によって予防することはできるが、感染した場合の有効な治療法がなく、一旦発生してしまうと畜産農家に甚大な影響を及ぼすことから、法定家畜伝染病として指定⁽³⁾されている。

日本では生ワクチンの使用が限定的に認められていたが、2006年3月にワクチン接種を完全に中止して、摘発淘汰（とうた）を基本とした防疫体制となり、2007年4月1日より国際獣疫事務局（OIE）の規約に基づき、豚熱清浄国として認定された。しかし、2018年、国内における豚熱の発生が確認されたことと、2019年10月以降、野生のイノシシからの感染を防ぐためワクチン接種を行っていることから、2020年9月3日付けで、OIEは日本の豚熱清浄国認定を取り消した⁽⁴⁾。

(2) 政府の対応

2018年9月、岐阜県の養豚農場において、26年ぶりに国内における豚熱の発生が確認され、2020年2月26日までに岐阜県をはじめ8県⁽⁵⁾において事例の発生が確認された。政府は、最初の豚熱発生が確認された当日、農林水産大臣を本部長とする農林水産省豚コレラ防疫対策本部を開催し、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、飼養豚の殺処分、移動制限区域の設定、消毒ポイントの設置等の必要な防

(2) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）「CSF（豚熱）Q&A」（http://www.naro.affrc.go.jp/org/niah/disease_dictionary/houtei/k20.html）。

(3) 家伝法第2条は、28種類の伝染性疾病と当該疾病に関係する家畜を定めている。

(4) NHK政治マガジン「『豚熱』終息せず日本は“清浄国”の認定取り消される」（2020年9月4日）（<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/44086.html>）。

(5) 岐阜県、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県の8県。なお、野生イノシシの豚熱陽性が確認されたのは、上記の8県のうち沖縄県を除く7県に加え、富山県、石川県、滋賀県、群馬県、静岡県、新潟県、京都府及び神奈川県⁽⁵⁾の8府県で、計1府14県であった（2020年6月時点）。農林水産省消費・安全局動物衛生課「CSF・ASF対策について」。

疫措置を実施する方針が決定され、直ちに殺処分等の防疫措置を行った。

また、豚熱のまん延の原因の一つであると考えられる野生イノシシ対策として、岐阜県と愛知県の実験農場の防護柵設置や捕獲活動等の支援、野生イノシシへの経口ワクチンの散布などを行った。さらに、2019年7月、三重県や福井県など他県でも豚熱が発生したことを受け、全国の養豚農場に対し、豚熱の侵入防止を徹底する観点から、防護柵設置の支援も開始した。

また、岐阜県における豚熱の発生直後に、「拡大豚コレラ疫学調査チーム」が設置され、今般の豚熱の発生及び感染拡大の要因についての情報の収集・分析を行い、2019年8月8日、調査結果をまとめた「中間取りまとめ」を公表した⁽⁶⁾。同中間取りまとめにおいては、今回の豚熱発生原因が中国又はその周辺国から侵入したものであると推定され、輸入検疫を受けずに旅行者の手荷物や国際小包により、豚熱ウイルスに汚染された肉・肉製品が持ち込まれ不適切に廃棄されたことによって、野生イノシシに感染しその後発生農場に伝播した可能性が指摘された。

そして、農場及び豚舎内への豚コレラウイルスの推定侵入ルートを遮断するため対策として、①毎日の健康観察と早期通報・相談、②防護柵の設置の徹底などの野生動物対策、③農場や豚舎への出入口付近や出入りする人及び車両等の消毒の徹底、④農場内での豚の移動時の対策、⑤適切な飼料の給与、⑥感染リスクがある地域の農場から豚を出荷する場合の対策の徹底、⑦適切な水の使用、が提言された。

また、海外からの肉又は肉製品の持ち込みを防止するため、肉又は肉製品の持ち込みが禁止されていることについて外国人旅行者等に対する周知を徹底するとともに、違反事例に対する取り締まりの徹底や罰則の強化、これらが持ち込まれた場合に、野生イノシシが感染することを防止するため、イノシシ等の野生動物が出現するおそれのある行楽地や観光地等におけるごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止等の対策を徹底する必要があるとした。

さらに、豚熱の拡散を受け、2019年10月15日には、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」が改正され、飼養豚への予防的ワクチン接種を可能とした。同指針に基づき、野生イノシシ感染地域と畜産業や養豚業の関係性の強さや、飼養衛生管理の徹底のみでは豚等における感染防止が困難と認められた24都府県をワクチン接種推奨

(6) 農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ」(2019年8月8日)。

地域に設定し（2020年時点）、都道府県が「ワクチン接種プログラム」を作成し、農水省の確認を受けたうえで、知事が接種を最終判断する形でワクチン接種が順次行われた。

（3） 「我が国の家畜防疫のあり方についての検討会」における検討

2018年9月以降の豚熱の発生状況、アフリカ豚熱をはじめとした越境性動物疾病の侵入脅威の拡大⁽⁷⁾等を踏まえ、家伝法の改正事項等の検討を行うため、地方行政、家畜衛生等関係する分野の専門家から構成される「我が国の家畜防疫のあり方についての検討会」が設置された（2019年10月）。同検討会においては、今般の豚熱の発生への対応状況、家畜の所有者による飼養衛生管理基準の遵守に関する状況、各都道府県による家畜の所有者への指導等の状況、野生イノシシなどの野生動物対策への対応の状況、輸出入検疫の状況等、家畜防疫をめぐる幅広い課題について議論され、法律上の改正事項だけでなく、運用上の改善、特に、制度の周知、関係者の意識向上、これらに関する地域一体となった取組みの重要性などについて議論が行われ、同年12月6日、「我が国の家畜防疫のあり方について（中間取りまとめ）」が取りまとめられた。同取りまとめの主な内容は以下のようになっている⁽⁸⁾。

1 飼養衛生管理のあり方について

（1） 家畜の所有者による飼養衛生管理の徹底

- ① 農場ごとに飼養衛生管理の責任者を設置すること
- ② 飼養衛生管理基準の遵守の実効性を高めるため、担保措置の一つとして遵守に係る命令違反者に対する罰則を強化すること
- ③ 家畜の所有者による定期報告が適切に行われるため、報告しなかった違反者に対する罰則を強化すること

（2） 都道府県による飼養衛生管理の指導強化

- ① 都道府県知事が、指導計画の策定等を通じて、地域の実情に即しつつ、飼

（7） 2018年8月、中国におけるアフリカ豚熱の発生以降、アジアの13の国と地域において発生が拡大していて、中国やベトナムから日本に持ち込まれた肉製品88件から、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が検出されていた（2020年6月時点）。

（8） 我が国の家畜防疫のあり方についての検討会「我が国の家畜防疫のあり方について（中間取りまとめ）」2019年12月6日。

養衛生管理の指導等を計画的・積極的に行うことを可能とすること

- ② 都道府県知事が飼養衛生管理の指導等を行う場合の方針の提示や手続等の明確化を図ること
- (3) まん延防止事務等に対する国の関与の強化
 - ① 家畜伝染病のまん延防止のため必要があるなどの緊急時には、都道府県知事が、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令を行うことができるようにすること
 - ② この都道府県知事の勧告・命令の事務を、地方公共団体が行う事務のうち法定受託事務として、必要に応じ、農林水産大臣が都道府県知事に指示することができるようにすること
- (4) 飼養衛生管理基準の見直しと分かりやすい周知
- (5) 飼養衛生管理基準の遵守のための体制整備

2 野生動物対策のあり方について

(1) 能動的な野生動物対策の確立

捕獲された野生イノシシに由来する検体を確保することや、病原体の拡散防止に必要な広域的な経口ワクチンを散布すること等の能動的な野生動物対策を、法定受託事務として、家伝法に位置付けるとともに、安定的な財政措置も含め、国が責任を持って対応すること

(2) 周辺農場に対する病原体拡散防止策の強化

野生動物において悪性伝染性疾病への感染が発見された場合にも、家畜における感染の発見時と同様に、周辺農場に対して、家畜の移動制限等の病原体拡散防止策を行うことなどができるようにしておくこと

(3) 関連施設・事業者による病原体拡散防止策の強化と畜場、家畜市場などの関係施設に出入りする人・車両や、複数の農場に出入りする関係事業者の車両の消毒等の病原体拡散防止策を行うことができるようにすること

(4) 野生イノシシの捕獲の強化

3 予防的殺処分を含むまん延防止措置のあり方について

(1) 予防的殺処分の対象疾病へのアフリカ豚熱の追加

(2) 予防的殺処分を含むまん延防止措置の発動基準、手続等の明確化

(3) 防疫演習の実施等円滑な執行のための体制整備

4 輸出入検疫のあり方について

(1) 家畜防疫官の権限の強化

家畜防疫官に質問・検査（携帯品の開披を含む。）を行う権限を付与することで、違反畜産物等の摘発の実効性を担保すること

出国者の携帯品についても、同様の権限を家畜防疫官に付与することが適当
国際郵便物として持ち込まれた違反畜産物等については、家畜防疫官が一定条件下で円滑に処分できるようにしておくこと

(2) 輸出入検疫違反に係る罰則の強化

(3) 違反畜産物等を持ってこさせないための対策の強化

(4) 関係機関との連携強化と動物検疫所の体制整備

(4) 各党における検討と法律案の提出

政府において法改正が進められるなか、豚熱やアフリカ豚熱の感染状況を踏まえ、各党においても検討が進められ、家伝法の改正に向けた提言書⁽⁹⁾ないし要望書⁽¹⁰⁾が農林水産大臣に提出された。そして、各党・会派の提案において、アフリカ豚熱を予防的殺処分の対象に追加することは共通しており、また、現段階では有効なワクチンが存在しないアフリカ豚熱の侵入に早急に備える必要性があることから、この部分について、政府が提出予定の同法改正案に先行して、議員立法による法改正を行う方針を与野党で合意した⁽¹¹⁾。これを受けて、2020年1月28日、衆議院農林水産委員会において「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」が委員会提出法律案として提出され、同月30日に成立し、2月5日に公布、施行された。

以上のような経緯を経て、2020年2月25日、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」が内閣提出第25号として、第201回国会衆議院に提出された。

(9) 2019年12月6日、「家畜伝染病予防法の改正に向けた提言書」（自由民主党）。

(10) 2019年12月24日、「家畜伝染病予防法の改正についての要望書」（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム（衆議院会派）と立憲・国民・新緑風会・社民（参議院会派）の共同会派）。

(11) 「アフリカ豚コレラ対策議員立法で月内成立へ自民・立憲合意」『日本経済新聞』（2020年1月23日）。

3. 改正内容

(1) 衆法

1) 豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称変更

「豚コレラ」、「アフリカ豚コレラ」の名称を、国際獣疫事務局などの国際機関において用いられている名称⁽¹²⁾に即して、それぞれ「豚熱」、「アフリカ豚熱」に変更した。

2) アフリカ豚熱に関する特例

① 家伝法第17条の2に基づく予防的殺処分の対象疾病へのアフリカ豚熱の追加

家伝法における家畜伝染病のうち、豚熱やアフリカ豚熱等の疾病について、家畜所有者は患畜及び疑似患畜をと殺する義務がある（第16条）。これに加え、他の方法によりまん延防止が困難である場合、地域を限定し、患畜及び疑似患畜以外の家畜についても殺すことを予防的殺処分⁽¹³⁾という。

アフリカ豚熱は有効な治療法がなく、またワクチンが開発されていないことから、従来は口蹄疫にのみ認められていた予防的殺処分を、閣法が施行されるまでの当分の間、特例として認めることとした。

② 他のアフリカ豚熱のまん延防止措置

家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延による病原体の拡散防止のため、閣法による改正を予定しているまん延防止措置の一部を先行して講ずることができるようにした。具体的には、野生動物による病原体の拡散を防止するため、既存のまん延防止措置の特例（付則第5条第3項）、野生動物の感染が発見された場所の消毒・通行制限（付則第6条・同第10条第1号）、飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告・命令（付則第7条・同第10条第2号）の措置を講ずることができるものとした。

(12) 国際獣疫事務局においては、「Classical swine fever」及び「African swine fever」という名称を使用している。

(13) 平成22年の宮崎県における口蹄疫の発生に伴い、平成24年3月31日までの時限立法として成立した「口蹄疫対策特別措置法」（平成22年法律第44号）に規定され、平成23年の家伝法改正により家伝法に位置付けられた。

(2) 閣 法

1) 家畜の伝染性疾病の名称の変更

「水胞性口炎」、「ブルセラ病」、「結核病」、「ピロプラズマ病」、「アナプラズマ病」、「豚水胞病」及び「家きんサルモネラ感染症」の名称を、それぞれ「水疱性口内炎」、「ブルセラ症」、「結核」、「ピロプラズマ症」、「アナプラズマ症」、「豚水疱病」及び「家きんサルモネラ症」に変更した。(第2条第1項の表、第17条第1項、第21条第1項等)

2) 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責任の明確化

① 家畜の所有者

家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて「第一義的責任」を有していることを自覚し、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家畜の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努めることとした。改正前の家畜の所有者の責任が「重要な責任」としていたことと対比される。(第2条の2)

② 国・都道府県・市町村の責務

国は、最新の科学的知見並びに家畜の伝染性疾病の我が国及び外国における発生の状況及び動向を踏まえ、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体における家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置の適切な実施を確保するために必要な助言その他の措置並びに輸出入検疫の適切な実施に必要な措置を講ずるよう努める。(第2条の3第1項)

都道府県は、その区域内における家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向その他の地域の実情に応じ、国及び市町村と連携を図りながら、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を適切に講ずるために必要な体制の整備を図りつつ、これらの措置を一体的かつ効果的に実施するよう努める。(同条第2項)

市町村は、国及び都道府県の施策に協力して、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に資する措置を講ずるよう努める。(同条第3項)

③ 国及び地方公共団体の連携

国及び地方公共団体は、協議会の開催等により、家畜の伝染性疾病に関する正しい知識の普及のための広報活動その他の家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の実施について相互に連携するとともに、地域における家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に寄与するものである家畜の所有者又はその組織する団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を助長するため、これらの者に対し、必要な助言及び指導を行うよう努める⁽¹⁴⁾。

(第2条の3第4項)

④ 関連事業者の責務

複数の畜舎及びその敷地に入出入りする者、家畜を集合させる催物の開催者又は家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者は、その事業活動に関し、家畜の伝染性疾病の病原体の拡散を防止するための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体を実施する家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための施策に協力するよう努める。(第2条の4)

3) 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

① 飼養衛生管理基準に定める事項を明確化

飼養衛生管理基準に、ア. 当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関する基本的な事項、イ. 衛生管理区域への家畜の伝染性疾病の病原体の侵入の防止の方法に関する事項、ウ. 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項、エ. 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項、オ. そのほか、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し必要な事項について定めるものとした。(第12条の3第2項)

② 飼養衛生管理者の選任

家畜の所有者は、衛生管理区域⁽¹⁵⁾ごとに、当該家畜の飼養を行う者その他当

(14) 令和2年度中に現在の都道府県ブロック会議を協議会に改編するとしている。農林水産省「ブロック会議の協議会化における整理」(食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第57回牛豚等疾病小委員会(令和2年5月19日)配付資料別紙3)。

(15) 畜舎及びふ卵舎並びにその敷地(専ら居住の用に供されている敷地を除く)(施行規則第14条の3、第14条の4)。

該衛生管理区域に出入りする者の管理等を行う飼養衛生管理者を選任しなければならないものとした。（第12条の3の2）

③ 飼養衛生管理指導の指針及び計画の策定

農林水産大臣は、指導及び助言勧告並びに命令その他都道府県知事が行う飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の改善を図るための措置（「飼養衛生管理に係る指導等」）の実施に関する指針（「飼養衛生管理指導等指針」）を定めなければならない。飼養衛生管理指導等指針には、ア．飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向、イ．重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項、ウ．飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項、エ．そのほか、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項を定める。農林水産大臣が、飼養衛生管理指導等指針を定め、又は変更しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。（第12条の3の3）

都道府県知事は、国の飼養衛生管理指導等指針に即して、計画的に試用衛生管理基準の遵守に係る指導等を行うよう、3年ごとに、3年を1期として、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する計画（「飼養衛生管理指導等計画」）を定めなければならないこととし当該計画に即して指導・助言・勧告及び命令を行うこととした。（第12条の3の4、第12条の5、第12条の6）

④ 都道府県知事の権限の強化

都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要がある場合において、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者が当該飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、指導・助言を経ないで、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に対し、期限を定めて、改善すべきことを勧告することができることとし、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第34条の2第1項・第2項）

さらに、都道府県知事は、命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第12条の6第3項、第34条の2第3項）

⑤ 国の都道府県知事に対する関与の強化

改正前においては、飼養衛生管理基準の遵守に係る指導等は、自治事務とされ

ており、家畜伝染病のまん延を防止するため、緊急に飼養衛生管理の状態を改善させる必要がある場合であっても、農林水産大臣はその旨を指示できなかった。改正法では、まん延防止措置（法第3章）に係る事務を法定受託事務とし、農林水産大臣の都道府県知事に対する指示の対象に、通行制限又は遮断（第15条）、野生動物における伝染病まん延防止対策（第25条の2、第31条第2項）、衛生管理区域外への病原体拡散の防止のための勧告・命令（第34条の2）を追加した。

また、農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、都道府県知事に対し、第12条の4の規定による、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者によるその飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する都道府県知事への報告資料の提出を求めることができることとした。（第34条の3）

4）野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置付け

①特定家畜伝染病防疫指針に記載する内容に、野生動物における伝染性疾患のまん延による当該病原体の拡散の防止のための措置を追加するものとした。（第3条の2第1項）

②都道府県知事は、衛生管理区域周辺以外の場所において野生動物が伝染性疾患にかかっていることが発見された場合にも、当該動物がいた場所等の消毒のほか、必要な限度において期間を定め、当該場所とその他の場所との通行の制限又は遮断をすることができるものとした。（第25条の2）

③従来のまん延防止措置のうち、倉庫等の消毒（第26条）、消毒設備の設置場所を通行する者の消毒義務（第28条の2）、消毒方法の実施命令（第30条）、家畜の検査、注射、薬浴又は投薬（第31条第1項）、家畜等の移動制限（第32条）、家畜集合施設の開催等の制限（第33条）、放牧等の制限（第34条）及び報告・通報の義務（第35条）について、野生動物における伝染性疾患のまん延による当該病原体の拡散の防止のために必要な場合においても、これらの措置をとることができるようにした。（第26条第1項及び第28条の2第2項）

④また、都道府県知事は、野生動物における伝染性疾患の病原体の拡散を防止するために、当該都道府県の職員に、当該動物の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができるものとした。（第31条第2項）

費用に関しては、動物用生物学的製剤の購入費又は製造費の全額を国が負担する

ものとした。（第60条第1項）

5) 予防的殺処分の対象疾病の拡大

予防的殺処分は、2011年の法改正において口蹄疫について定められたものであり、本改正に先行した衆法により、当分の間の措置として、アフリカ豚熱に関する予防的殺処分が附則で定められていた。

本改正では、恒久措置として、予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加するとともに、野生動物が口蹄疫又はアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合にも、当該殺処分を実施することができるものとした。（第17条の2第1項～第3項）

予防的殺処分を行うためには、地域を指定することとされており、野生動物で口蹄疫又はアフリカ豚熱の感染が発見された場合における指定の範囲は、①野生動物がいた場所又はその死体があった場所の周辺における野生動物の生息状況、②野生動物における病原体の拡散状況、③周辺における家畜の飼養に係る衛生管理の状況を考慮して定めることとされている（改正後第17条の2第2項）。地域等の指定に当たっては、農林水産大臣は都道府県知事の意見を聴くこととされていたが、野生動物で口蹄疫又はアフリカ豚熱が確認された場合においては、都道府県知事だけでなく食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととしている。（第17条の2第3項）

6) 家畜防疫官の権限強化

①家畜防疫官は、入国者及び出国者の携帯品中の指定検疫物又は要検査物の有無を判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができるものとした。（第40条第5項及び第45条第5項）

改正前は、例えば、監視伝染病（家畜伝染病又は届出伝染病）が発生している国の牧場等に立ち寄った際に着用していた衣類、靴などの「要消毒物品」について、質問、携帯品の検査及び消毒を行う権限が付与されていたが（改正前の第46条の2、第46条の3）、肉製品を始め輸入が制限されている「指定検疫物」については、法が貨物を想定していたことから、輸入者に受検義務を課しているのみで、家畜防疫官に携帯品の検査等の権限は付与されていなかった（改正前の第40条）。

②家畜防疫官が行う要消毒物品の有無についての質問及び検査並びに要消毒物品

の消毒について、出国者に対しても行うことができるものとした。（第46条の2第2項及び第46条の3）

③家畜防疫官は、輸出入検疫の結果、輸出入検疫に係る規定に違反している事実があると認めるときは、当該物品を廃棄することができるものとした。（第46条4項）

④動物検疫所長は、輸出入検疫等の事務を円滑に行うため必要があるときは、船舶又は航空機の所有者等に対し、必要な協力を求めることができるものとした。（第46条の4第1項）

4. 国会における審議

(1) 審議の経過

まず、衆法は、2020年1月28日、第201回国会において、衆議院農林水産委員会から衆議院提出法案第2号として提出された。同日に衆議院本会議において全会一致で可決され、同月30日に参議院農林水産委員会及び本会議において全会一致で可決・成立、令和2年2月5日法律第2号として公布・施行された。

一方、閣法は、2020年2月25日、同じく第201回国会において、内閣提出法案第25号として提出された。3月18日の衆議院農林水産委員会及び翌19日の衆議院本会議において、いずれも全会一致で可決され、参議院に送付された。参議院では、3月27日に農林水産委員会及び本会議において全会一致で可決・成立、令和2年4月3日法律第16号として公布された。一部規定を除くほか、2020年7月1日から施行されている。

両法律案の国会における審議経過は、以下のとおりである。

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」（衆議院提出第2号）

項目	内容
議案種類	衆法
議案提出回次	201
議案番号	2
議案提出者	農林水産委員長
衆議院議案受理年月日	令和2年1月28日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	審査省略

項 目	内 容
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	令和2年1月28日／可決
衆議院審議時会派態度	全会一致
参議院議案受理年月日	令和2年1月28日
参議院付託年月日／参議院付託委員会	令和2年1月30日／農林水産
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	令和2年1月30日／可決
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	令和2年1月30日／可決
公布年月日／法律番号	令和2年2月5日／2

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」（内閣提出第25号）

項 目	内 容
議案種類	閣法
議案提出回次	201
議案番号	25
議案提出者	内閣
衆議院議案受理年月日	令和2年2月25日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	令和2年3月4日／農林水産
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	令和2年3月18日／可決
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	令和2年3月19日／可決
衆議院審議時会派態度	全会一致
参議院議案受理年月日	令和2年3月19日
参議院付託年月日／参議院付託委員会	令和2年3月23日／農林水産
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	令和2年3月27日／可決
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	令和2年3月27日／可決
公布年月日／法律番号	令和2年4月3日／16

(2) 法律案の提案理由及び内容の概要

江藤拓農林水産大臣による法律案の提案理由と法律案の概要は以下のとおりである⁽¹⁶⁾。

家畜防疫は、畜産の振興及び畜産物の安定供給を図る上で重要な役割を担っておりますが、一昨年以降、アジア地域においてアフリカ豚熱の発生が急速に拡大し、我が国への侵入の脅威が一段と高まっている中、家畜防疫の重要性は著しく高まっています。

(16) 第201回国会衆議院農林水産委員会第3号（令和2年3月5日）。

す。こうした中、平成三十年九月に我が国で二十六年ぶりに発生が確認された豚熱については、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散し、現在に至ってもなお終息に至っておりません。このため、野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防及び蔓延防止を図る必要があります。さらに、畜産物の輸出入検疫を強化し、アフリカ豚熱を含む悪性伝染性疾病の侵入防止を徹底する必要があるため、この法律案を提出することとした次第であります。

なお、先般、議員立法により当分の間として附則で措置していただいた、家畜又は野生動物でアフリカ豚熱の感染が発見された場合の予防的殺処分を始めとする、アフリカ豚熱に関する特例については、本則に位置づけることとしております。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、家畜の伝染性疾病の発生予防及び蔓延防止については家畜の所有者が第一義的責任を有していることや、国及び地方公共団体がその施策の実施について相互に連携することなど、家畜の所有者、国及び地方公共団体並びに関係事業者の責務を明確にすることとしております。

第二に、家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任し、責任者について必要な知識、技術の習得及び向上を図ることとする制度を創設することとしております。

第三に、飼養衛生管理に係る指導等について、国が策定する指針に即して、都道府県が計画を策定し、的確に指導等を行うこととする制度を創設するとともに、蔓延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導助言を経ないで緊急に勧告、命令を実施できるよう措置することとしております。

第四に、野生動物における悪性伝染性疾病の蔓延防止措置として、野生動物における悪性伝染性疾病の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置づけるとともに、野生動物で悪性伝染性疾病の感染が発見された場合にも、発見された場所等の消毒や通行制限、周辺農場等に対する家畜の移動制限、飼料業者、運搬業者等の関連事業者に対する倉庫、車両の消毒などの病原体拡散防止措置を実施できるよう措置することとしております。

第五に、今般新たに措置する蔓延防止措置について、国が都道府県に対して、その実施を指示することができるよう措置することとしております。

第六に、予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加するとともに、野生動物が口蹄疫又はアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合にも、予防的殺処分を実施できるよう措置することとしております。

第七に、入国者の携行品中の肉製品の有無を、家畜防疫官が質問、検査できるよう措置するとともに、輸出入検査の結果、発見された違法な肉製品について、家畜防疫官が廃棄できるよう措置するなど、家畜防疫官の権限を強化することとしております。

第八に、輸入検査の違反者に対する罰則を、現行の百万円以下の罰金から、個人については三百万円以下の罰金に、法人については五千万円以下の罰金に引き上げるなど、所要の罰則を強化することとしております。

(3) 主な審議内容

1) 衆法の審議

○国内でアフリカ豚コレラが発生していない状況の下で予防的殺処分を可能にせざるを得ないその現状認識と法案提出の経緯について問われ、宮腰光寛衆議院議員は、ASFは、CSFよりも病原性が強く、口蹄疫と異なり、ワクチンも存在せず、周辺諸国においては急速に拡大している。既に、水際には、一昨年10月以降、生きたASFウイルスが二件確認されたほか、ASFウイルスの遺伝子を含む肉製品等が80件以上確認をされている。平成22年の口蹄疫の発生時には予防的殺処分という法制度が存在せず、感染拡大のスピードを抑えるため、農家の協力を得て、殺処分を前提としたワクチン接種を開始し、その後、与野党合意の下に議員立法で予防的殺処分を可能とする口蹄疫対策特別措置法を制定し、その施行後直ちに予防的殺処分を行い、その封じ込めに成功したという経緯がある。口蹄疫の発生時の経緯も踏まえれば、ASFの急速かつ広範囲な蔓延を一刻も早く防止するためにはあらかじめ予防的殺処分を可能とするための法整備をしておく必要があり、家伝法の抜本的な見直しに先行して、与野党合意の下に緊急に法整備を目指すこととなったと答弁した⁽¹⁷⁾。

○財産権に踏み込む公権力の行使である予防的殺処分について、関係者の理解と補

(17) 第201回国会参議院農林水産委員会第1号(令和2年1月30日)。

償に関する認識を問われ、江藤拓農林水産大臣は、今まで以上に都道府県、関係者の方々、農家の方々の理解や協力を得られるように、情報提供していきたい。そして、本法に基づいて殺処分を行った場合には、現行法の第60条の2、その第1項に基づいて、評価額の全額を補償するということにいたしたいとの認識が示された⁽¹⁸⁾。

2) 閣法の審議

【関係者の責務と防疫体制の強化】

- 家畜の所有者の責務について「重要な責任」（改正前の第62条の2）から「一義的な責任」（改正後の第2条の2）に改める趣旨について問われ、農林水産大臣は、今般の豚熱の発生事例には飼養衛生管理基準が遵守されていなかった事例や、罹患した豚の報告が遅れる事例があり、自らの財産や業界を守る意識をより高く持ってもらいたい趣旨であり、責任を家畜の所有者に押し付ける趣旨ではないと答弁した⁽¹⁹⁾。
- 国及び地方公共団体の責務規定を設けた理由について問われ、農林水産省は、改正前の第62条の2ではそれぞれの責務が明確でなかったため、改正後の第2条の3にそれぞれの責務とどのように協力するかを規定したと答弁している⁽²⁰⁾。
- 市町村に期待される役割について問われ、農林水産副大臣は、家伝法は都道府県が防疫措置を行うと規定するが、現場に近い市町村には、発生直後の住民説明会、通行の制限・遮断、埋却地の確保、消毒ポイントの設置、発生農家への再建支援等で協力を得ており、都道府県、市町村、国が連携し発生予防とまん延防止に取り組むことが重要であると答弁した⁽²¹⁾。
- 国及び地方公共団体の相互の連携のために開催する協議会の運用について問われ、農林水産省は、改正後の家伝法に基づく国の飼養衛生指導等指針に即して都道府県が策定する飼養衛生管理指導等計画に位置付け、関係道府県と国が家畜衛生に関する取組みの連携強化を図るために定期的を実施しているブロック会議等の取

(18) 第201回国会参議院農林水産委員会第1号。

(19) 第201回国会参議院農林水産委員会第6号（令和2年3月26日）。

(20) 第201回国会衆議院農林水産委員会第5号（令和2年3月17日）。

(21) 第201回国会参議院農林水産委員会第6号。

組みを強化したいと答弁した⁽²²⁾。

- 都道府県において防疫措置を担う家畜防疫員（地方公務員）の確保・育成に向けた取り組みについて問われ、農林水産副大臣は、伝染性疾病の発生時には速やかに防疫措置を完了させるため、他県の家畜防疫員の派遣について調整するほか、不足する場合には民間獣医師を臨時の家畜防疫員として任命するよう助言をし、人材育成については平時から現場で必要とされる知識向上のための講習会を行い、都道府県と連携して人材の確保・育成に努めると答弁した⁽²³⁾。

【飼養衛生管理の遵守】

- 新たに飼養衛生管理者の規定を設ける（改正後の第12条の3の2）ことの趣旨について問われ、農林水産省は、畜産経営の大規模化に伴い一人の家畜所有者が複数の農場を所有して管理する場合や従業員を雇用し管理させている場合が増えていくが、今般の豚熱の発生事例において飼養衛生管理が徹底されていない事例があったため、最新の疫学上の情報を共有し適切な衛生管理が行われるよう、衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者」の設置を義務付けることとした。そして、飼養衛生管理者の資格要件について、経験や知見が豊富な者であることが望ましいが、特に資格を定めるまでの必要はないと答弁した⁽²⁴⁾。
- 第12条の6に基づく衛生管理の方法を改善すべき命令に従わなかった場合にその旨を公表する制度を設けることの趣旨について問われ、農林水産省は、違反に対する抑止力を高めると同時に、周辺の所有者に対して事例を共有することで、地域全体での防衛意識を高めてもらう趣旨であると答弁した⁽²⁵⁾。
- 飼養衛生管理に関する罰則強化の趣旨について問われ、農林水産大臣は、厳しく対応する面もあるが、飼養衛生管理を守ることの大切さを明瞭に表しており、必ず守ってもらいたいとの思いが込められていると答弁した⁽²⁶⁾。

【殺処分の実施と補償】

- 殺処分の法律上の権限と責任の所在について問われ、農林水産大臣は、家畜法第16条には、「家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さ

(22) 第201回国会衆議院農林水産委員会第4号（令和2年3月11日）。

(23) 第201回国会参議院農林水産委員会第6号。

(24) 第201回国会衆議院農林水産委員会第4号。

(25) 第201回国会衆議院農林水産委員会第5号。

(26) 第201回国会衆議院農林水産委員会第4号。

なければならない。」と規定しているが、実際は、所有者が殺処分を行うのは不可能であることから、実際に殺処分等を行うときには、同条の第3項に基づいて家畜防疫員が殺処分を実施することになると答弁した⁽²⁷⁾。

○殺処分に伴う補償金、手当金の水準について、農林水産省は、家伝法に基づき、家畜評価額の全額を手当金として交付をすることにしており、家畜の評価については、その基準、算出方法について国で定め、都道府県知事に示して、手続の簡素化を図っている。具体的には、肥育豚であれば発生農家が通常利用している市場での市場価格、繁殖豚であれば血統等による価値や導入時の価格等を考慮して、適正かつ客観的な評価をすることとなっていると答弁した⁽²⁸⁾。

○口蹄疫に加えてアフリカ豚熱も対象となる予防的殺処分について、あらかじめ手順や定量的基準を示す必要性について問われ、農林水産大臣は、近隣にどの程度の養豚農家があるかも考慮しなければならず、定量的な基準は難しいが、都道府県知事等への意見照会等の法的な手続を踏まえ、早いタイミングで範囲を大臣が決定し、実行に移すことが一番肝要と考える旨答弁した⁽²⁹⁾。

○予防的殺処分における種豚や種牛の隔離移転について問われ、農林水産大臣は、予防的殺処分は極めて短い期間の中で一斉に例外なく行われなければならないが、既に隔離が決まっているアグー以外にも優秀な血統の豚について分散飼育を考える必要もあり、農林水産省として逐次指導したいと答弁した⁽³⁰⁾。

【水際対策の強化】

○検疫を担う家畜防疫官が質問、携帯品の検査及び消毒を行う権限の対象に指定検疫物を加えるとともに廃棄の権限を付与するなどの家畜防疫官の権限強化の趣旨について問われ、農林水産省は、アフリカ豚熱の発生国を含む全ての国際定期便が到着する空港や港で家畜防疫官と税関職員が荷物検査を行っているが、税関と同じ権限を家畜防疫官に付与することによって、いわば税関と二重の検疫体制になると答弁した⁽³¹⁾。

○現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る「出入国管理及び難民認定法」

(27) 第201回国会衆議院農林水産委員会第4号。

(28) 第201回国会衆議院農林水産委員会第4号。

(29) 第201回国会参議院農林水産委員会第6号。

(30) 第201回国会参議院農林水産委員会第5号。

(31) 第201回国会衆議院農林水産委員会第4号。

に基づく上陸拒否が行われているが、家伝法上違法な畜産物を持ち込んだ者についても同様の措置を講ずる必要性について問われ、法務副大臣は、上陸審査の過程で輸入禁止畜産物を持ち込み売買しようとしていると判明する等、在留資格で行える活動でないと認められた場合や、豚熱ウイルス等を本邦内で拡散する等の目的で感染した畜産物を持ち込もうとする場合（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する場合）に上陸拒否は可能である旨答弁した⁽³²⁾。

(4) 付帯決議

参議院農林水産委員会においては、自由民主党・国民の声、立憲・国民、新緑風会・社民、公明党、日本維新の会及び日本共産党の各派共同提案による付帯決議が全会一致で付されている。内容は以下のとおりである⁽³³⁾。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（案）

平成三十年九月以降、国内における豚熱の発生を受け、農林水産省は、都道府県や関係省庁と連携し、防疫の基本となる飼養衛生管理の徹底、予防的ワクチンの接種、野生イノシシの捕獲強化や経口ワクチン散布等を行い、豚熱の封じ込めに向けて対策を講じてきたところである。

一方、ワクチンや有効な治療方法がないアフリカ豚熱はアジア地域で急速に拡大し、我が国への侵入の脅威が一層高まっている。国会においては、家畜の悪性伝染性疾病のまん延は我が国畜産業に深刻な打撃を与えるという認識の下に、本法律案の提出に先立ち、当分の間の措置を定めたアフリカ豚熱を予防的殺処分の対象とするための法整備を行ったところである。

豚熱を早期に終息させ、アフリカ豚熱等の悪性伝染性疾病の国内への侵入を防止することは、我が国の畜産の振興を図る上で最優先かつ最重要の課題であり、引き続き、政府、都道府県、関係者一体となって家畜防疫に取り組む必要がある。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢、ヨーネ病等の伝染性疾病の脅威が引き続き存在しており、適切に対応していくことが求められている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

(32) 第201回国会衆議院農林水産委員会第5号。

(33) 第201回国会参議院農林水産委員会第7号（令和2年3月27日）。

一 都道府県が飼養衛生管理に係る指導等に積極的に取り組むために、都道府県の飼養衛生管理指導等計画の策定について十分な指導及び助言を行い、家畜の伝染性疾患の発生予防を図ること。

また、都道府県による飼養衛生管理に係る指導等の取組状況を正確に把握し、的確な指導を行うこと。特に、養豚農場における飼養衛生管理の水準が向上するよう措置すること。

二 家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のための措置に係る国、地方公共団体、家畜の所有者、関連事業者及び自衛防疫団体の相互の連携を強化し、実効性のある防疫措置を実施するために、協議会を積極的に開催し、その活用を図るとともに、獣医師である家畜防疫員の十分な確保など体制を強化すること。

また、人に危害を及ぼすおそれのある人獣共通感染症等の未知の家畜伝染性新疾患の発生に備え、実効性のある防疫措置の実施、予防法や治療法の開発等ができるよう、体制の整備を図ること。

三 家畜伝染病の発生時における適切かつ迅速な初動対応を実施するために、家畜の健康観察により特定症状が確認された場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう、都道府県と連携しつつ、家畜の所有者その他畜産業従事者への周知を徹底すること。

四 海外からの畜産物の違法持込みに対する罰則強化、当該違反畜産物の廃棄等の家畜防疫官の権限強化については、厳格に運用し摘発を強化するとともに、外国政府、船舶・航空会社及び旅行会社等を通じてその周知を徹底すること。

また、家畜防疫官の増員、検疫探知犬の増頭等により水際検疫に係る体制の充実・強化を図ること。

さらに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患が海外でまん延している現状に鑑み、その国際的な拡散を防止するため、近隣諸国と協力し、疾病情報等の共有を進めるとともに、防疫対策の向上を推進すること。

五 野生動物に悪性伝染性疾患の発生が確認された場合においては、飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告・命令を含むまん延防止措置が的確に行われるよう速やかに都道府県知事に指示すること。

また、野生鳥獣の捕獲活動に従事する者の高齢化・減少が進む中、野生イノシシによる養豚農場への豚熱等の侵入リスクの軽減及び浸潤状況調査のため、関係者が緊密に連携して、戦略的にその捕獲を強化するとともに、陰性が確認された個体の

適切な利用に向けた取組を推進すること。

六 飼養衛生管理基準の見直しによるエコフィードに係る加熱処理条件の引上げについては、農場における遵守はもとより、食品リサイクル事業者が円滑に対応できるよう、施設の更新に係る低利融資等の支援を行うこと。

5. 終わりに

(1) 地方自治法別表第一の改正

家畜伝染病のまん延防止に係る家伝法第3章の都道府県知事の事務はすべて法定受託事務とされていた。これは、家畜伝染病がいったん発生すると都道府県の区域を越えて広域に被害がまん延する性格を有していることから、そのまん延を防止するためには、全国かつ統一的に的確な防疫措置をとることが極めて重要であり、そのまん延防止措置は基本的には国が果たすべき責務に係る事務と位置付けられているからである。

本改正において、都道府県に、殺処分に伴う死体の焼却又は埋却に必要な土地の確保その他の措置に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他の必要な措置を講ずる努力義務が設けられ（第21条第6項）、また、そのために必要な措置を講ずるため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求めることができる（同条第7項）としたが、この事務を法定受託事務とすることは適正でないことから、地方自治法別表第一家畜伝染病予防法の項中「第3章」の下に「（第21条第6項及び第7項を除く。）」を加えた。

(2) 都道府県知事の権限の強化と国による関与の強化

家畜の伝染性疾病のまん延の防止に係る都道府県知事の権限が強化された。すなわち、都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要がある場合において、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者が当該飼養衛生管理基準（第12条の3第2項第3号及び第4号に掲げる事項に係る基準に限る。）を遵守していないと認めるときは、指導や助言を挟むことなく、期限を定めて改善すべきことを勧告することができ、勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命

ずることができるようになった。さらに、命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に従わなかったときは、その旨を公表することもできる（第34条の2）。

以上のような権限の強化と同時に、国の都道府県に対する関与の強化が図られた。まず、農林水産大臣は、飼養衛生管理事務に係る都道府県の指導に関して、飼養衛生管理指導等指針を策定することとした（第12条の3の3）。そして、都道府県知事は、この指針に即して、飼養衛生管理指導等計画を定めなければならないとしている（第12条の3の4）。自治事務である飼養衛生管理事務について、国が指針を定め、地方公共団体がこの指針に即して計画を定め事務処理に当たるようにしたものである。

この点に関しては、都道府県への飼養衛生管理基準の改正に関する意見照会の中で、「細部まで基準として定められていることから、都道府県の間で指導内容のばらつきが生じないように、指導等の判断基準を国が示す」という意見⁽³⁴⁾が出されていることを踏まえた結果と理解することもできる。専門的な知識やノウハウが不足している中で、決定や指導などの行政活動の基準を国が明確に示してほしいという地方公共団体の思惑が分からないわけではない。また、住民の権利利益に直結する敏感な事務の処理について、国が示す基準をもって裏付けをするという側面もあると思われる。しかし、結果的には、地方公共団体の事務処理の自律性の確保と地方公共団体間の事務処理の統一性ないし事務処理の便宜という、ある意味相反する要請のうち、後者を優先したことになる。各地方公共団体の事情や事務の性質によって状況が異なることはあろうが、自治事務の処理の基準を国に頼ること自体は、地方分権の観点から慎重でなければならないはずである。

そして、このような要望に応えるような形で、「政省令」、「基本方針」、「基本計画」、「指針」、などで基準が示され、その拘束の度合いも「従って」、「即して」、「基づいて」、「参酌して」、「反しない限り」⁽³⁵⁾などさまざまである。この

(34) 食料・農業・農村政策審議会第40回家畜衛生部会・第52回牛豚等疾病小委員会合同会議配布資料「飼養衛生管理基準の改正についての都道府県知事への意見照会概要」。

https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/bukai_40/attach/pdf/index-11.pdf。

(35) 例えば、食品衛生法第50条第2項は、営業の施設内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する事務は自治事務であり、必要な基準（「管理運営基準」）を条例で定めることができるとしている。ところが、2018年の改正（2018年6月13日法律第46号）の際に、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point、危害要因分析重要管理点）の制度化との関係で、既に条例等による自治体の取組みがある中で、省令で基準を定め、それに違反しない限り条例で定めることができるとした。詳細については、下山憲治「食品衛生法等の改正について」自治総研483号（2019年1月）28頁以下を参照。

ような表現の法的意味も明確とは言えない。例えば、本法で義務付けられている都道府県知事が定める飼養衛生管理指導等計画が、大臣が定める飼養衛生管理指導等指針に即していないと判断される場合、都道府県の計画に基づいて行われた指導は違法の判定を受けることになるのかどうかは、直ちに明確に判断できるものではない。

(3) 養豚農業振興法の改正

当初、家伝法の改正によって豚熱等の疾病対策として飼養衛生管理の徹底を畜産農家に求めるに当たり、畜産農家の負担軽減を図るための新法の制定が野党共同会派から提言されていた。施行後3年間の時限措置として、国が集中的に支援を行い同基準を満たすレベルにまで緊急に引き上げるために、農場飼養衛生管理改善計画を作成し都道府県知事の認定を受けた畜産農家に対して施設整備等の資金確保等を支援する内容であったが、新法の制定については、短期間で合意が困難であることなどから、既にある「養豚農業振興法」（平成26年法律第101号）の改正⁽³⁶⁾により、豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和等の措置を講ずることとなった。

(4) 政省令等の改正

家伝法改正への対応と疾病の名称変更のため、いずれも令和2年6月24日公布、7月1日施行の施行令及び施行規則の改正が行われた⁽³⁷⁾。また、特定家畜伝染病防疫指針の再検討が行われ、7月1日に牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針の全部改正が行われた⁽³⁸⁾。

(こん ぎぼぶ 愛媛大学法文学部教授)

(36) 閣法と同日の、2020年3月27日成立「養豚農業振興法の一部を改正する法律」（令和2年4月3日法律第17号）。

(37) 家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令201号）及び家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第44号）。

(38) 農林水産省「特定家畜伝染病防疫指針の変更について」（令和2年4月9日）。